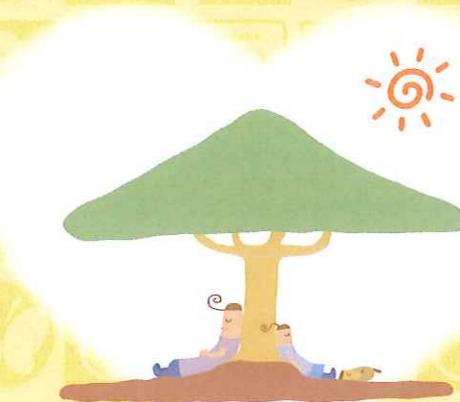


この街でともに・・・

～障がいのある人を理解するためのガイドブック～



この街でともに・・・

～障がいのある人を理解するためのガイドブック～

平成22年11月発行(初版)

平成29年3月発行(第2版)

令和2年12月発行(第3版)

令和5年3月発行(第4版)

厚木市福祉部 障がい福祉課

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

TEL 046-225-2221 FAX 046-224-0229



厚木市

目 次

障害者差別解消法ができました

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」 2

障がいの内容や特性について知つてもらいたいこと

視覚障がい	3
聴覚障がい	6
肢体不自由	9
内部障がい	12
知的障がい	15
自閉症スペクトラム	18
精神障がい	21

参考資料

障がい者マーク等	24
障がい者団体等	27
障がいに関する各種相談窓口	30

発行にあたり	35
--------	----

ガイドブック編集委員会紹介	37
---------------	----

※本書の用語表記について
障害の「害」を次のように表記しています。法令等に基づくものや団体名等の固有名詞の場合は、
「害」を（例：障害者差別解消法、厚木市身体障害者福祉協会など）、それ以外の場合は「がい」と
表記しています。

障害者差別解消法ができました

障害者差別解消法

しょうがいしゃべつかいしょほう

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

不当な差別的取扱い

例えば、障がいがあるという理由だけで、アパートを貸してもらえないこと、車いすだからといってお店に入れないことなどは、「不当な差別的取扱い」と考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

合理的配慮をしないこと

聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある人にわかりやすく説明しないことは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えているのに、障がいのある人には情報を伝えないことになります。

障がいのある人が困っているときに、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方を選択することを「合理的配慮」といいます。障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしない」ことも差別になります。

ただし、求められる配慮が過重な負担を伴う場合は、他の工夫ややり方を考えることになります。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関 地方公共団体等	してはいけない	しなければならない
民間事業者 (個人事業者、NPO 含む)	してはいけない	しなければならない

障がいの内容や特性について知りたいこと

視覚障がい

しかくしょうがい

障がい内容・特性

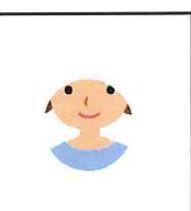
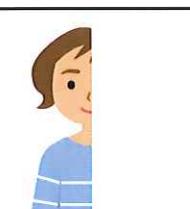
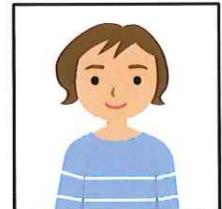
視覚障がいの方の中には、視力に障がいがある方、視野に障がいがある方、また両方に障がいがある方と、見え方・見えにくさは、人によってさまざまです。

視力の障がいには、目の全く見えない人やうっすらと光がわかる人、ぼんやりと人影や車の動きがわかる人、大きな文字なら読める人など、その程度はさまざまです。

視野の障がいでは、全体的に見える範囲が狭くなったり、物が半分しか見えなかったり、また目の中心部が見えなかったり、逆に周りが見えなくて目の中心部しか見えないなどの見えにくさがあります。

このようなことから、たとえ文字を読むことができても、歩いているときに障害物にぶつかったり、つまずいたりしてしまう方や、障害物を避けて歩くことはできても、文字を読むことができない方などさまざまな状態の方がいます。

視覚に障がいのある方は、「情報を得ること」と「歩行・行動すること」において、大きなハンディを負っています。



望まれる支援

自分からは助けを求める声をあげにくいので、ちょっとした配慮や声かけが大きな助けとなります。





接し方

○手助けをしようと思う時は、

駅のホームや交差点など危険な場所では、「よかったらご一緒しましょうか」と声をかけ手助けをお願いします。電車へ案内するときは、ホームとのすき間や車両の床との段差を教えてください。困った様子のときは、「どうかなさいましたか?」「お手伝いすることができますか?」などと声をかけてください。

○道など尋ねられて説明をする時は、

「あっち、こっち」ではなく「右に曲がって50メートル」のように具体的に伝えると分かりやすいです。

○誘導をする時は、

基本的には、白杖の反対側に立ち、肘の少し上を持ってもらい半歩前を歩きます。人によって異なりますので、どのように誘導してほしいのかを聞くと良いです。いきなり身体にふれたり、手をひっぱったり、後ろから押したり、白杖に手をかけたりはしないでください。



盲導犬について

ハーネス(胴輪)を着けている時は仕事中です。頭をなでたり、食べ物を与えてたりすることはやめましょう。

公共施設、デパート、飲食店などには、「身体障害者補助犬法」によって盲導犬の受け入れが義務づけられています。

盲導犬は視覚障がい者の指示に従って誘導します。危ないと感じられたときは、大声で知らせてください。



街では…

- 混み合う所では、見える方のほうから道を譲っていただくと助かります。
- 音響信号機のない横断歩道では、一緒に渡つてください。
- 危険な状況では、「危ない!」と大声で教えてください。事故が未然に防げます。
- 誘導ブロックは、視覚障がい者にとって大事な道しるべです。安全な歩行のために、自転車など置かないようにしてください。

レストランや飲食店では…

- メニューの内容や値段などの説明があると、注文がしやすくなります。
- 料理の位置は手を添えて教えてください。



デパートやスーパーマーケットでは…

- お店の方は視覚障がい者を見かけたら、買い物の手伝いをお願いします。
- 商品に関する情報も教えてください。



こんなときにも援助があったら…

- 困った様子の時に…道に迷ったり、落し物などで立ち止まっているときに案内をしたり、一緒に探すなど。
- バスや電車で…空席やつり革などへの誘導。バス停では行先や行列の最後尾を案内する。
- エレベーターで…行先や利用階を聞く。

視覚障がい者とインターネット



視覚に障がいがあると、日常生活に不便・不自由が生じますが、多くの視覚障がい者は、自らの努力と工夫、そして不便さを補う機器類や周囲の人のサポートによって、自立した生活を送っています。

視覚障がい者にとっても情報取得にはインターネットが有効です。画面拡大ソフト、画面音声化ソフトなどによってパソコンやスマートフォンを利用しますので、視覚障がい者が読みやすいようなホームページ作りが望されます。

障がいの内容や特性について知ってもらいたいこと

聴覚障がい

ちようかくしょうがい

障がい内容・特性

聴覚障がいとは、「聞こえない」、「聞こえにくい」という、外見だけではわかりにくい障がいの一つです。

生まれつき（先天性）、病気や事故、加齢など（後天性）、人それぞれ失聴した年齢や環境などによって、聞こえやコミュニケーションには個人差があります。高齢により耳が聞こえにくくなる（遠くなる）方もいます。

聴覚障がいがあるために、緊急時などの情報が得られない情報不足や、伝えたい事があっても伝わらない、また、相手の言っていることがわからないというコミュニケーションのとりづらい状況になっています。

また、後ろからの声かけ、自転車のベルや車のクラクションが聞こえない場合が多いです。補聴器をしているから聞こえるというわけではありません。音として聞こえていても、言葉としてとらえることが出来ない場合があります。



望まれる支援

聴覚障がいのある方が、より安心して問い合わせや申請などのコミュニケーションが出来るような体制が求められています。



公的機関、病院、銀行、デパートなどに設置してあると便利なもの

ファクシミリ



簡易筆談機

インクを使わない、磁気で書けるボード。手が汚れず、レバーを押すだけで一度に消すことができるのも特徴です。



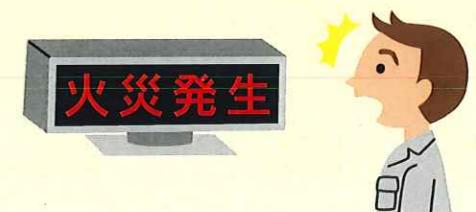
呼出振動器

大声で呼ばなくともボタンを押すだけで、知らせたい人を振動で呼び出す装置で、病院や銀行などの窓口で利用されています。



電光文字表示機

光で知らせる装置や、文字で伝えることができるＬＥＤ電光文字表示器などがあります。この装置は、障がい者だけではなく健常者にも情報提供ができ、「何がおこったか」「どうすべきか」など、具体的に正確に伝える事ができます。



聴覚障がい者のシンボルマーク「耳マーク」

このマークは、耳に音が集中してくることをデザイン化したもので、耳の不自由な人のシンボルです。これを広く市民、県民の方に知っていただき、協力を得ようというものです。



<趣旨>

- 公共の窓口などで、聞こえないために後回しにされないよう、不利、不便の解消をはかる。
- 聴覚障がい者の実態を社会一般に認知してもらい、理解を求めていく。
- 聴覚障がい者が自主的に耳マークを装着し、住みよい社会への協力を求めていく。



障がいの内容や特性について知ってもらいたいこと

肢体不自由

したいふじゆう

コミュニケーションの方法

○身振り…手や体の動き、顔の表情で表現して伝えます。



○筆談…紙や手のひらに文字などを書いて伝えます。



○空書…空中に文字を書いて伝えます。



○口話…口を大きく開けてゆっくりと話します。



○手話…手の指だけではなく、体、目の動き、顔の表情などを使って話をするものです。耳の聞こえない人たちが気持ちを伝え合う言葉です。



○指文字…50音を指の形にあらわしたものです。物や人の名前をあらわすときなどに使います。

聴覚障がい者が困っている場面に居合わせた時に、手話が出来なくても、口話や手の平に書くなどをして、情報を伝えましょう。スマートフォンなどに文字を打って見せる方法もあります。

また、市役所障がい福祉課には、各種の手続きや相談などの便宜を図るため、手話通訳者を配置しています。また、手話通訳者や要約筆記者の派遣制度もあります。

手話は、手話サークルに加入（随时入会可）することや、市又は、社会福祉協議会やボランティアグループが主催する手話講習会で学ぶことができますので、広報あつぎなどをご覧ください。

障がい内容・特性

肢体不自由とは、手や足などの体の一部、または全部に障がいがあることを言います。

また、肢体不自由の方の中には、常時介護が必要な重症心身障がいの方もいます。

歩行、起立、着替え、食事、物の持ち運びなど、日常生活に支障があり、そのため多くの方が、杖や車いすなどを使用しています。

障がいの程度には個人差があり、原因としては、先天性のものや、病気やケガ、交通事故などによる後天性のものがあります。

主なものとして、脳性まひ、脊椎損傷、頸椎損傷など全身に障がいがおよぶものや関節リウマチなど身体の多くの関節に障がいがおよぶものなどがあります。全身に障がいがある場合、立ったり、座ったりの基本動作に加え、姿勢の保持も困難な場合があり、多くの方が車いすを使用しています。

脳性まひの方の場合、本人の意思に反して手足や顔が動くという特徴があり、言語障がいがある場合もあるため、意思の伝達が困難なこともあります。

関節リウマチの方の場合、身体の多くの関節に炎症が起こり、腫れや痛みを伴い、進行すると関節の変形と機能障がいを起こします。また、皮膚、内臓、血管にも炎症がでる場合もあります。症状に違いがあり、周囲からの理解が得にくいため、無理をして悪化させてしまうこともあります。





望まれる支援

身体に障がいがある方の多くは、社会生活を送るうえで、多くの不便があるため、さまざまな面で支援が必要となります。

困っている姿を見かけたら声をかけ、本人の意思を確認してから手助けをお願いします。

■歩道に自転車を置いたり、通路に物を置いたりしないでください。また、車いすの方が通れるスペースの確保をお願いします。



■車いすの方に話しかけるときは、腰をかがめて同じ目線で話すようにしてください。



■介助者が一緒にいても、必ず本人の意思を確認してください。確認をせずに援助してしまうとトラブルの要因にもなりかねません。



■扉の開閉や急な坂道、勾配、段差の昇降の移動などは、大変困難な場合がありますので、手助けをお願いします。



■買い物などで、いろいろな物を取ったり、運んだりすることができない場合がありますので、手助けをお願いします。



■駅での乗り換え、バスの乗り降りなどは、ちょっとした段差や隙間などでも危険を伴い、大変困難です。できるだけ、移動の手助けをお願いします。



■いろいろな関節に痛みや変形がある場合があり、動作に時間がかかります。また、身体に触られるだけで痛みを感じる場合がありますので、注意してください。



■発声などに関わる機能の障がいにより、日常会話などコミュニケーションを取ることが困難な場合もありますので、話の内容が伝わりにくい場合などは、分かりやすい内容で、ゆっくりとひとつずつ確認を取りながら説明をお願いします。



障がいの内容や特性について知りたいこと

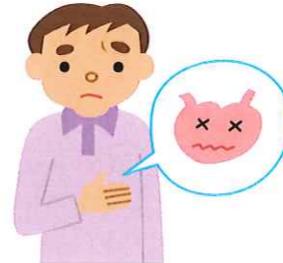
内部障がい

ないぶしょうがい

障がい内容・特性

内部障がいには、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つの障がいがあります。

内部障がい者の共通の悩みとして、外見からは障がいがあることがわかりづらく、そのため、周囲の理解が得られにくいなど、ストレスを受けやすい状況にあります。



1. 心臓機能障がい

全身に必要な血液を送る役割をはたす心臓の機能が、病気により低下（不規則になる）してしまう状態。脈拍を正常に調整するため、胸部やおなかにペースメーカーという医療器具を埋め込んでいる人もいます。

○人混みや電車の中での携帯電話の使用は、ペースメーカーに誤作動を生じさせる恐れがあり大変危険です。マナーモードではなく必ず電源を切るようにしてください。



2. 腎臓機能障がい

病気により腎臓の働きが悪くなり、身体にとって有害な老廃物や水分を排泄できなくなり、不必要的物質や有害な物質を体内に蓄積してしまう状態。不要物を取り除く人工透析治療を定期的に受ける必要があります。

○職場では、人工透析のための定期的な通院に配慮が必要です。



3. 呼吸器機能障がい

病気により、肺の機能が低下して、酸素と二酸化炭素の交換がうまくいかず、酸素が不足（呼吸困難、息切れ）する状態。人工的に酸素供給器具から酸素を体内に吸収する在宅酸素療法を行っている人もいます。

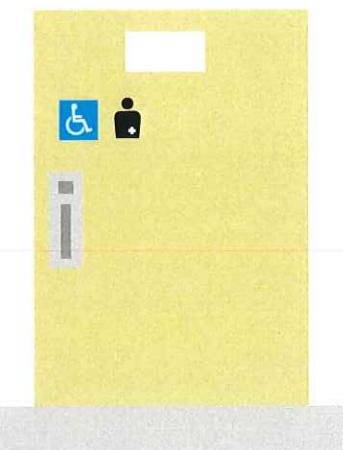
- 呼吸器に障がいがある場合、タバコの煙が症状を悪化させます。指定された喫煙所以外では吸わないようマナーを守りましょう。
- 携帯用酸素ボンベが必要な人もいることを理解しましょう。



4. ぼうこう・直腸機能障がい

病気により、尿をためる膀胱、便をためる直腸が機能低下または機能を喪失してしまった状態。排泄物を体外に排泄するための人工肛門・人工膀胱を造設する方（オストメイト）もいます。

- 駅、コンビニ、スーパーなどに、オストメイト用設備を備えたトイレの設置と案内表示が望されます。
- 頻繁にトイレに行ったり、トイレの利用が長時間になります。また、疲れやすいので、ゆったりとした作業時間などに配慮しましょう。
- 大型施設や駅などには、休憩場所やベンチの設置も望まれます。



5. 小腸機能障がい

病気などによって、小腸が広い範囲に切除されたり、小腸の働きが不十分で消化吸収が妨げられ、通常の経口摂取では栄養維持が困難な状態。食事制限があり、チューブを使って鼻や胃などから栄養補給を行ったりします。

- 小腸に障がいのある人は、食生活に大きな制限がある人もいるため、飲食の強要はしないようにする必要があります。





障がいの内容や特性について知ってもらいたいこと

知的障がい

ちてきしょうがい

6. ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）により、免疫機能が低下し、さまざまな感染症が起こりやすくなったり、脳・神経の障がいを患ったりします。

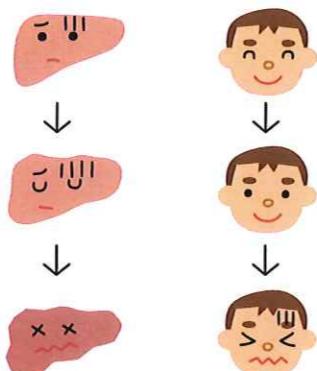
適切な治療を行うことでエイズの発病を遅らせたり、症状を軽くすることができます。

○HIVには偏見や差別が大きな問題となっています。感染力が弱く、性的接触以外ではほとんど感染しません。HIVを正しく理解しましょう。



7. 肝臓機能障がい

病気などによって、栄養分を体内で活用できる形に分解したり、有害な物質を無害な物質に変化させるなどの肝臓機能に支障が出る状態。症状が現れにくく、自覚症状が出るころには非常に悪化していることが多いです。



望まれる支援

内部障がいがある方の多くは、外見からは分かりづらいため、理解されにくい障がいですが、社会生活を送るうえで健常者にとって当たり前のことがなかなかできないなど、多くの不便があるため、さまざまな面で支援が必要となります。

障がい内容・特性

知的障がいとは、発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う発達障がいのことをいいます。

発達期の規定の仕方は、必ずしも一定してはいませんが、18歳以下とすることが一般的です。したがって、発達期以降の外傷性頭部損傷や老齢化に伴う機能低下などによる知的機能の障がいとは区別されています。

知的障がいのある方の多くは、ものごとの理解がゆっくりとしていたり、言葉の発達が遅れている方もいるので、次のような特性があります。

複雑な話や抽象的なことがらを理解したり判断することが苦手です。



計算することや文字を書いたり、文章を読んだりすることが苦手です。



急な予定変更、とっさの状況判断、見通しをもって考えたりすることが苦手です。



自分の考えや気持ちを伝えるのが苦手で、相手に理解してもらうのに時間がかかります。



※これらの特徴は一人一人現れ方が異なります。



知的
障がい

■こんな時に困っています

奇異な行動をしたりすると、ひそひそ笑われたり好奇な目で見られることがある。普通にしていても、指をさされたりじろじろ見られる。



障がいの特性をご理解いただき、暖かい目で見守っていただけますと助かります。

一人で外出した時に、バスや電車の行き先や目的地までの道順がわからずに困ってしまった。



本人に援助が必要か確認してから、目的地までの行き方を分かりやすく説明し、乗物に乗り込むまで見守るか、場合によっては保護者などに連絡していただけますと助かります。

接し方

■知的障がいのある方から話を聞くときには…

- 安心して話ができるように、ゆったりとした気持ちで聞きます。
- 話を最後まで根気強く聞き、話の内容がどのようなことかを理解します。後で内容の確認をしてあげると安心できることがあります。
- 会話が苦手な人もいるので、ただ漠然と「何をしたいか」を聞くのではなくて、具体的なことがら（選択肢）を挙げたり、気持ちを察して聞くように工夫します。
- 必要に応じて、コミュニケーションボードを使うと理解しやすい場合があります。

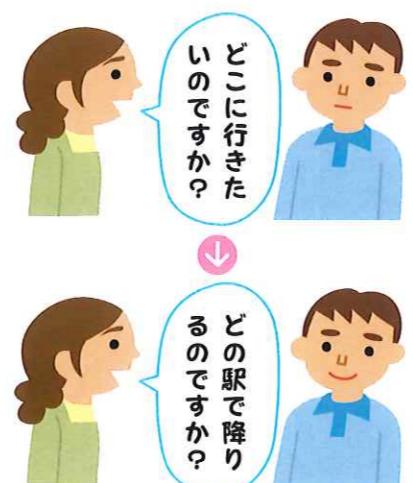
コミュニケーションボードとは…

言葉が理解できない・気持ちを言葉で表せない時に、絵記号や写真等を用いて、それを指すことによって自分の意思を伝えることができるものです。

■知的障がいのある方に話しかけるときには…

- 最初に自分の立場を伝え、「何かお手伝いすることはありますか？」と、ゆっくり、丁寧に話しかけるようにします。

○具体的な表現を使い、わかりやすい言葉を選んで話します。その際には、幼児扱いしないように気をつけます。（例：「ちょっと待って」→「あと5分待って」など）



- 必要に応じて、筆談したりコミュニケーションボードを使って説明すると理解しやすい場合があります。

■こんな対応をしてもらい、うれしかったです

○特別扱いをするのではなく、普通に接してもらうことがうれしい。

○近所の方がよく声をかけてくれる。そのおかげで、基本的なあいさつがきちんとできるようになった。

○バス通勤で、バス券を忘れて困っていたときに、乗合わせた近所の方が運転手に説明をして助けてくれた。

○作業所の方や近所の方が、親の知らない（気づかない）ことでもいけないことをしていた時に知らせてくれるでの助かる。

○本人が理解するまで説明してもらったことがうれしかった。



障がいの内容や特性について知ってもらいたいこと

自閉症スペクトラム

じへいしょうスペクトラム

障がい内容・特性

自閉症スペクトラム^{※1}は、自分の殻に閉じこもった状態をいうではありません。「内向的な性格」や「心の病気」でもありません。

また、育て方や家庭環境が原因でおこるものでもありません。



自閉症スペクトラムは脳の情報処理がうまくできない、生まれつきの障がいです。

一般に幼児期までに明らかになる一種の発達障がい^{※2}で、原因もまだわかっていない。

知的障がいやその他の発達障がいをあわせ持つ人もいます。

特性の現れ方は、わずかに特性の見られる人から、生活のあらゆる場面で色濃く見られる人まで幅広く、一人一人に合わせたサポートが生涯にわたって必要です。

※1 スペクトラム=連続体。自閉症、アスペルガー症候群、非定形自閉症などを一つのグループとしてとらえ、近年では「自閉症スペクトラム」と呼ばれています。

※2 発達障がいとは…自閉症スペクトラムの他、話す、書く、計算するなどの特定の能力に著しい困難を示す「学習障がい (LD)」、落ち着きがなく、人の話が聞けない、順番が待てないなどの「注意欠陥／多動性障がい (ADHD)」などがあります。

苦手なことは…

- 目に見えない抽象的なものの意味を理解することが苦手です。
(例えば「ことば」「対人関係」「常識」「場の雰囲気」「ルール」など)
- 耳からの情報をうまく処理できません。
- たくさんの情報を一度に扱えません。(混乱しやすい)



一般の人にはなんでもない普通の生活中にも、自閉症スペクトラムの人にとっては「がんばってもできること」や「よくわからないこと」がたくさんあり、とても困っていても、それを周りにうまく伝えることができません。人に言われたことをやるのは、「わがまま」や「怠けている」のではなく、言われたことの意味を理解していないからです。



特徴は…

対人関係が苦手



- ・友達とうまく遊べない
- ・視線が合わない
- ・場の雰囲気が理解できない

コミュニケーションが苦手



- ・会話がむずかしい・オウム返し
- ・大きな声でひとり言を言う
- ・話せても意味を理解していない

想像力がうまく働かない



- ・位置や手順などにこだわりがあり、変化に強い不安や抵抗を示す
- ・見通しが立てられない

自閉症スペクトラムの特徴の現れ方は、人それぞれ、組み合わせや程度もさまざまです。
これはあくまで一例です。

行動の特徴



- ・体を前後左右に揺らす
- ・一見おかしくもないのに笑う
- ・かんしゃく
- ・動き回る(多動)

体の感覚の極度な過敏さ/鈍感さ



- ・普通なら気にならない音(空調の音など)が苦痛
- ・ケガをしても痛がらない
- ・味覚が敏感すぎるための極端な偏食

突出した能力



- ・駅名や電話番号を全部記憶している
- ・ジグソーパズルや絵画、手芸などが得意

望まれる支援

まずその人の特性を理解しましょう

一口に自閉症スペクトラムといっても、特性や程度は一人一人異なります。その人の視力にあった眼鏡が必要なように、その人の出来ること、出来ないことを正しく理解し、必要な支援をしていくことが大切です。

目でみえる形で伝えましょう

一般的に自閉症スペクトラムの人たちは目で見たものは比較的よくわかります。絵や写真、イラスト、文字、実物を見せたり、見本をやって見せるのも有効です。





■見通しの持てる環境にしましょう

「いつ・どこで・なにを・どのくらい・どのような方法で・どうなったら終わりなのか・終わったらどうするのか」をその人が理解できる方法で具体的に伝えると、安心して過ごせます。

■話しかけるときは、「おだやかな口調」で「具体的」に「肯定文」で「簡潔」に伝えましょう

大きな声が苦手でパニックになる人もいます。おだやかな口調で話しかけてください。反応がない場合は無視しているのではなく、ことばの意味がわからないか、注意が他にそれていて、自分が話かけられていることに気づいていないだけかもしれません。

- 例) ×「あぶないから走っちゃダメっ！！」 → ○「歩きましょう」
- ×「ちょっと待ってて」 → ○「10時に出発します」

■街で出会ったら…

自閉症スペクトラムの人たちは、一見変わった行動や困った行動をとってしまうこともあります、他人を困らせようといった悪気は全くなく、不安定になった気持ちを落ち着かせるための行動であることが多いです。

また、自閉症スペクトラムの人はとても混乱しやすいため、不安な時にむやみに声をかけられると、余計に混乱してしまいます。

大きな声でひとり言を言う
「うーうー」と変わった声を出す
ぴょんぴょん飛びはねる
奇妙な手つきをくり返す など、



一見おかしな言動も「そうせざるを得ない事情がある」ということを理解していただき、できるだけそっとしておいていただけます。もちろん、周囲の方に迷惑をかけているような場合は、家族や支援者などに知らせてください。

障がいの内容や特性について知りたいこと

精神障がい

せいしんしょうがい

障がい内容・特性

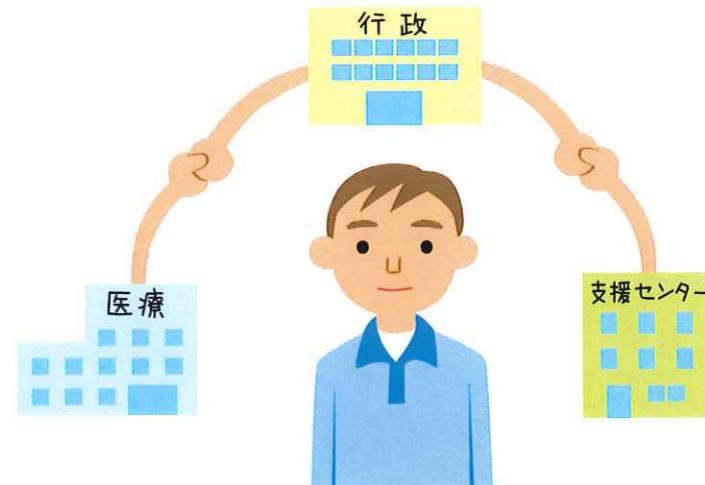
精神障がいとは、精神疾患のため、日常生活や社会生活がしづらくなることを言います。精神疾患には、心身症、神経症、うつ病、躁うつ病、統合失調症、依存症、心的外傷後ストレス障がいなどがあります。

精神疾患は、脳の機能障がいにより誰でもかかりうる病気です。病気になりやすいかどうかという「もろさ」や「心理的、社会的なストレス」などの相互作用や影響によるものと考えられています。

多くの場合、服薬治療で症状が安定し回復に向かいますが、治ったようでも症状が残ったり、再発したりすることもあります。特に精神疾患は早期治療が大切です。誤解や偏見は、周囲への相談や精神科受診への障壁になっていることもあります。

地域の人が、病気や障がいを正しく理解し、医療機関、行政機関、地域支援センター等が一体になった自立支援を望んでいます。

精神障がいの中でも代表的なものは、統合失調症とうつ病です。



精神障がい

■統合失調症の症状・特性



※これらすべての症状があるとは限らず、個人差があります。

統合失調症には、例えば、実際にはない自分の悪口が聞こえてくるなどの「幻聴」（例：おまえは○○だ）や「幻覚」（例：盗聴されている）という症状があります。本人は幻聴、幻覚のために「とても不安」になり、幻聴の悪口に反応してしまうことがあります。これが周りの方からは「人が変わった」「ぶつぶつ言う」などとうつりますが、本人はとてもつらい思いをしていることが多いのです。

■うつ病の症状・特性

うつ病を発症すると気力、意欲、集中力が低下し、休息のリズムが乱れ、何事にも興味がわかれなくなります。治療をしないと長期にわたり症状が続き、学校や仕事だけでなく生活自体できなくなってしまいます。



望まれる支援

精神障がいは、周りの人からは見えにくく分かりにくいものです。不用意な叱咤激励は逆効果になることもあります。

精神障がいのある方と接する時は、特別扱いせず、自然体で接することが望ましいのです。

また、個人の価値観や考えを尊重し、病気を正しく理解することが、精神障がい者が地域で暮らしていくための支えとなります。



障がい者マーク等

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。皆さまのご理解とご協力を願っています。

1. 障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力を願っています。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者に限定し、使用されるものではありません。

※厚木市保健福祉センター売店又は自動車用品を販売している店等で購入できます。

「国際シンボルマーク使用指針」

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>

【問合せ】公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会（JSRPD）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 Tel: 03-5273-0601 Fax: 03-5273-1523

2. 身体障がい者標識



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

※購入については、交通安全協会や自動車用品を販売している店等に問い合わせをお願いいたします。

【問合せ】厚木警察署管内交通安全協会 Tel: 046-221-0371

3. 聴覚障がい者標識



聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。なお、聴覚に障がいのある方が自動車を運転するときは、「聴覚障がい者標識」を付け、ワイドミラーを付けなければなりません。

※購入については、交通安全協会や自動車用品を販売している店等に問い合わせをお願いいたします。

【問合せ】厚木警察署管内交通安全協会 Tel: 046-221-0371

4. ほじょ犬マーク



身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障がい者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。

お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力を願っています。

【問合せ】厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

Tel: 03-5253-1111 ㈹ Fax: 03-3503-1237

5. 耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からぬいために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「ゆっくり話す」「筆談をする」などコミュニケーションの方法への配慮についてご協力を願っています。

【関係機関・団体】一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

Tel: 03-3225-5600 Fax: 03-3354-0046

6. みんなのトイレ



神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例では、障がい者、高齢者はもとより、だれもが円滑に利用しやすいトイレとして、「みんなのトイレ」を定めています。

車いすの方、高齢者の方、子供同伴の方、オストメイトの方などが気兼ねなく、使いやすいうように設置しています。

【問合せ】神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

Tel: 045-210-4804

7. ハート・プラスマーク



「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力を願っています。

※シンボルマークの著作権は「特定非営利活動法人ハート・プラスの会」(Tel 052-718-1581) に帰属します。

8. オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【問合せ】公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
Tel : 03-3221-6672 Fax : 03-5844-6294

9. 盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【関係機関・団体】社会福祉法人 日本盲人福祉委員会
Tel : 03-5291-7885 Fax : 03-5291-7886

10. 障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

このマークが企業側と障がい者の橋渡しになるよう、ご協力をお願いいたします。

【問合せ】公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター
Tel : 052-218-2154 Fax : 052-218-2155

11. 「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

【問合せ】岐阜市福祉部障がい福祉課
Tel : 058-214-2138 Fax : 058-265-7613

障がい者団体等

1. 障がい者団体

▼厚木市身体障害者福祉協会 Tel : 225-2915 (Fax 同)

【活動内容】「友愛と互譲の精神並びに相互信頼」を合い言葉に、障がい者に参加しやすいスポーツや行事を選び、障がいの部位に対するリハビリを兼ね、心身の健康増進を目標に諸活動を展開しています。

【行事等】卓球、フライングディスク、手芸教室、七宝焼き教室、教養教室、会員研修旅行、体育大会、歩行訓練会、文化祭等

【会報】「ふれあい」の発行

▼厚木市手をつなぐ育成会

【活動内容】厚木市に在住する知的障がい児・者の方々が、地域社会の中で人権が守られ、人として生き生きと暮らせる環境づくりに、会員が共に励まし合いながら障がい者福祉を推進することを目的としています。

【行事等】会員の研修のための勉強会、見学会、研修会、体育大会参加、共同募金・街頭募金協力、成人を祝う会、スポーツ教室、プール、バス旅行、新年会、ボウリング等

【会報】「つばさ」の発行



▼厚木市自閉症児・者親の会

【活動内容】未だに誤解されることの多い自閉症スペクトラムですが、家族はもちろん周囲の適切な関わりがあれば、望ましい成長発達につながります。自閉症の人たちが、この厚木市で安心してその人らしく暮らしていく世の中になるよう、厚木市在住の保護者を中心に、会員間の情報交換、啓発活動等、さまざまな活動をしています。

【行事等】定例会、啓発活動、余暇活動（ボウリング大会、芋ほり、新成人を祝う会、体操教室、団体ブル利用）

【会報】「厚木やまびこ」の発行

【ホームページ】<https://atsugiyamabiko.wixsite.com/atsugiyamabiko-web-2>

▼厚木市視覚障害者協会

【活動内容】視覚障がい者の福祉の増進と社会参加の充実、会員同士の親睦を深め、生き甲斐作りの活動を開いています。

【行事等】点字講習会、大正琴、サウンドテーブルテニス、会員宿泊研修等

【会報】「厚視協だより」を毎月発行

▼厚木市聴覚障がい者協会

【活動内容】聴覚障がい者の会員同士の親睦を深めるとともに、会員が共に励まし合いながら障がい者福祉の推進を目的として、活動を展開しています。

【行事等】ハイキング等交流会、講演会、懇談会、研修視察、県関係機関会議への出席等

【会報】「厚聴会」を年4回発行

▼精神保健福祉促進会「フレッシュ厚木」

【活動内容】精神障がい者の家族が集まり、病気や福祉サービスのことを学び合いながら、互いに支え合い、当事者や家族にとって住みよい地域社会づくりの活動を行っています。

【行事等】定例会、茶話会、講演会、関係機関の研修会への参加、施設見学、レクリエーション（歩こう会、新年会、クリスマス会）

【会報】「フレッシュ厚木」を毎月発行

2. 障がい者ボランティア団体

▼厚木市点訳赤十字奉仕団 Tel : 225-2949 (厚木市社会福祉協議会)

【活動内容】視覚障がい者の方々のために点字による文字情報提供。

【事業等】広報あつぎ、市議会だより、社協あつぎ、保健センターだよりの点訳、点字雑誌の発行、プライベート点訳、視覚障がい者への点字指導、福祉教育点字体験講師派遣、視覚障がい者との交流行事（読者との懇談会、合同バスハイク、合同交歓会）等

▼厚木市録音赤十字奉仕団 Tel : 225-2949 (厚木市社会福祉協議会)

【活動内容】視覚障がい者の方々に、さまざまな文字情報をCDに録音して提供しています。

【事業等】広報あつぎ、市議会だより、社協あつぎ、視覚障がい者との交流誌等の発行、プライベートリーディングサービス、対面朗読、視覚障がい者との交流行事（読者との懇談会、合同バスハイク、合同交歓会）等

▼厚木市誘導赤十字奉仕団 Tel : 225-2949 (厚木市社会福祉協議会)

【活動内容】視覚障がい者の外出時の誘導を行っています。また、視覚障がい者との交流事業や各行事の協力もしています。

【事業等】誘導・介助（サウンドテーブルテニス、大正琴）、福祉教育誘導体験講師派遣、視覚障がい者との交流行事（歩こう会、合同バスハイク、合同交歓会）、献血PR活動

▼厚木市手話サークル「あゆの会」 Tel : 225-2949 (厚木市社会福祉協議会)

【活動内容】手話技術の習得と聴覚障がい者の理解を推進し、手話を通して聴覚障がい者と共に歩むサークルとして積極的にボランティア活動を行っています。

【事業等】定例会（手話学習）、手話普及活動（夏休み親子手話教室、小中学校等手話教室、手話入門講座等）、厚木市聴覚障がい者協会との合同行事（講演会、懇談会、ハイキング等）

▼あつぎ文字通訳「道」 Tel : 225-2949 (厚木市社会福祉協議会)

【活動内容】要約筆記通訳技術（パソコン・手書き）を学び、聴覚障がい者への文字による情報伝達支援を行っています。また、中途失聴・難聴者の交流の場として手話を学ぶ機会を設け支援を行っています。

【事業等】中途失聴・難聴者への情報伝達支援、要約筆記技術向上のための勉強会、要約筆記講習会の開催、中途失聴・難聴者のための手話交流会、聴覚障がいに関する講座等の開催等

障がいに関する各種相談窓口

相談窓口は、その相談内容により異なりますので、該当する窓口を選ぶ必要がありますが、不明な場合は、福祉の総合窓口である福祉事務所にお問い合わせください。

1. 厚木市福祉事務所

厚木市中町 3-16-1 厚木市役所第二庁舎内 Tel : 225-2200

障がいのある方の窓口は、

障がい福祉課 Tel : 225-2221 Fax : 224-0229

障がい児者の生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連絡をとり、各種の福祉制度の総合窓口になります。また、障がい児者援護施設への入所、在宅指導などの福祉についての相談・指導を行います。

2. 神奈川県立総合療育相談センター

藤沢市亀井野 3119 Tel : 0466-84-5700 代 Fax : 0466-80-1901

来所相談・診療時間

平日 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

- ◆ 18歳以上の方の身体障がい・知的障がいに関する相談・判定（予約制）
 - ①身体・知的障がい者の医学的・心理学的・職能的な判定
 - ②身体障がい者の補装具・更正医療の相談及び判定
 - ③身体障害者手帳の交付
 - ④療育手帳の障がい程度の判定及び交付

相談の方法

手続きは、福祉事務所を経由して行ってください。相談等は、同センターまで来所していただくことになりますが、同センター職員が出張して相談・判定を行う巡回相談もあります。なお、身体障がいの方の補装具巡回相談は、原則、毎月第1火曜日に、海老名市立わかば会館で行っています。予約制のため、前日までに厚木市障がい福祉課までご連絡ください。

- ◆ 18歳未満のお子さんの専門的な療育相談及び支援（予約制）
 - ①外来診療
 - ②リハビリテーション入院
 - ③機能訓練、心理検査、発達検査
 - ④重症心身障がいのあるお子さん等の短期入所

受診及び相談の方法

予約制のため、必ず電話でお問い合わせください。

3. 神奈川県精神保健福祉センター

横浜市港南区芹が谷 2-5-2 Tel : 045-821-8822 Fax : 045-821-1711

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する総合的な地域精神保健福祉活動の拠点となる機関として、各種の相談及び地域支援等を行う機関です。

こころの電話相談 Tel : 0120-821-606

相談時間 平日 午前9時～午後9時（祝日・年末年始を除く）（受付終了時間 午後8時45分）

依存症電話相談 Tel : 045-821-6937

相談時間 月曜 午後1時30分～午後4時30分（祝日・年末年始を除く）

依存症面接相談 Tel : 045-821-8822 代（予約電話 平日 午前8時30分～午後5時15分）

相談時間 金曜 午前9時～午後4時30分（祝日・年末年始を除く）

自死遺族電話相談 Tel : 045-821-6937

相談時間 水・木曜 午後1時30分～午後4時30分（祝日・年末年始を除く）

ピア電話相談 Tel : 045-821-6801

相談時間 金曜 午後1時30分～午後4時30分（祝日・年末年始を除く）

4. 神奈川県厚木児童相談所

厚木市水引 2-11-7 Tel : 240-6430 Fax : 297-5198

18歳未満の児童についての相談・援助及び里親制度の推進を行う機関です。

- ①児童の心身の発達及び障がいについての相談・判定
- ②児童のしつけ、性格、行動、非行などについての相談
- ③児童福祉施設への入所、里親などへの委託
- ④緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護
- ⑤里親制度についての相談

5. 神奈川県厚木保健福祉事務所

厚木市水引 2-3-1 県厚木合同庁舎内 Tel : 224-1111 代 Fax : 225-4146

地域における保健・医療・福祉の向上を図るため、専門的な相談や保健指導などを行う機関です。また、指定難病・小児慢性特定疾病にかかる医療助成の窓口になっています。

6. 厚木市障がい者基幹相談支援センター（障害者総合相談室ゆいはあと）

厚木市中町 1-4-1 厚木市保健福祉センター 2階 Tel : 225-2904 Fax : 295-3410

障がいのある人が、地域で安心した生活を営むことができるよう、日常生活の不安や悩み、権利擁護などの相談を受けます。また、障がい福祉サービスの利用援助、関係機関の紹介や調整など、本人やその家族の意向を確認しながら個別の支援を行います。

厚木市の相談支援体制の中核的な役割を担う、地域の「厚木市障がい者相談支援センター」や「厚木市地域包括支援センター」と情報を共有し連携します。

相談時間 平日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

第1日曜・第4土曜 午後3時～午後7時

電話相談可 Tel : 225-2904 Fax : 295-3410

※第1日曜・第4土曜の電話相談は行っておりません。直接、障がい者の交流事業（四葉亭）の会場（あつぎ市民交流プラザ）までお越しください。

緊急相談（夜間、休日等の生命に関わる緊急時） Tel : 080-6627-7303

7. 厚木市障がい者相談支援センター

厚木市障害者総合相談室ゆいはあと以外の次の場所でも相談を受け付けています。

○厚木障がい者相談支援センター（厚木地区）

ハートラインあゆみ Tel : 259-5713 Fax : 259-5714

〒243-0018 厚木市中町 4-6-11 山口ビル 201

○荻野・睦合障がい者相談支援センター（荻野地区）

厚木精華園相談支援事業所「ここから」 Tel : 280-4410 Fax : 241-2888

〒243-0204 厚木市鳶尾 2-25-10

○南毛利・相川障がい者相談支援センター（南毛利地区）

相談支援事業所「ちいさな世界」 Tel : 205-4307 Fax : 205-4308

〒243-0031 厚木市戸室 3-17-11

○睦合南障がい者相談支援センター（睦合南地区）

さんぽみち Tel : 204-4655 Fax : 204-4656

〒243-0815 厚木市妻田西 1-17-30

○小鮎・玉川障がい者相談支援センター（小鮎・緑ヶ丘地区、玉川・森の里地区）

相談支援事業所すぎな Tel : 247-0311 Fax : 248-8608

〒243-0125 厚木市小野 2136

○依知障がい者相談支援センター（依知地区）

いっぽ Tel : 280-4875 Fax : 280-4876

〒243-0804 厚木市関口 831-1

○相川・厚木南障がい者相談支援センター（相川・南毛利南・厚木南）

相談支援事業所立志 Tel : 265-0711 Fax : 265-0711

〒243-0035 厚木市愛甲 1-9-18-102

○睦合障がい者相談支援センター（睦合）

相談支援 和 Tel : 239-4355 Fax : 239-4356

〒243-0211 厚木市三田 19-9

※地区については、地域包括支援センターとの連携強化を図るため、地域包括の圏域としています。

8. 厚木市地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者の方々を、介護・福祉・健康・医療などの様々な面で総合的に支えるための機関です。

○厚木地域包括支援センター Tel : 297-2970 Fax : 297-2900

〒243-0018 厚木市中町 3-18-5 リーケン本厚木ビル 401号室

担当地区 松枝、元町、東町、寿町、水引、厚木町、中町、栄町、田村町、吾妻町、厚木の一部

○厚木南地域包括支援センター Tel : 258-6705 Fax : 258-6709

〒243-0014 厚木市旭町 2-3-13

担当地区 幸町、泉町、厚木の一部、旭町、南町、温水の一部、船子の一部、岡田の一部（岡田団地）

○依知地域包括支援センター Tel : 246-0108 Fax : 265-0128

〒243-0804 厚木市関口 831-1

担当地区 上依知、猿ヶ島、山際、関口、中依知、下依知、金田、下川入

○睦合地域包括支援センター Tel : 297-7338 Fax : 297-7340

〒243-0217 厚木市三田南 2-1-1 山口ビル 101 号室

担当地区 棚沢、三田、三田南1丁目～3丁目、及川、林、王子1丁目

○睦合南地域包括支援センター Tel : 294-1380 Fax : 294-1381

〒243-0812 厚木市妻田北 4-3-8-101

担当地区 妻田、妻田北、妻田南、妻田東、妻田西、三田南1丁目の一部

○荻野地域包括支援センター Tel : 241-5780 Fax : 242-6188

〒243-0204 厚木市鳶尾 2-25-10

担当地区 上荻野、まつかげ台、みはる野、中荻野、下荻野、鳶尾

○小鮎・緑ヶ丘地域包括支援センター Tel : 204-8181 Fax : 204-8138

〒243-0041 厚木市緑ヶ丘 2-2-12 グリーンヒルズ 1 階

担当地区 飯山、上古沢、下古沢、宮の里、緑ヶ丘、王子2丁目、王子3丁目

○玉川・森の里地域包括支援センター Tel : 250-9091 Fax : 247-1266

〒243-0125 厚木市小野 2240-1

担当地区 七沢、小野、岡津古久、森の里

○南毛利地域包括支援センター Tel : 250-1108 Fax : 250-1105

〒243-0039 厚木市温水西 2-27-38 カーネーションパーク 1 階

担当地区 戸室、恩名、温水、温水西、長谷、愛名、毛利台

○相川・南毛利南地域包括支援センター Tel : 220-0643 Fax : 220-0645

〒243-0027 厚木市愛甲東 1-1-19

担当地区 酒井、戸田、長沼、下津古久、上落合、愛甲、愛甲東、愛甲西、岡田、船子

（岡田団地を除く）

9. 厚木市権利擁護支援センターあゆさぽ

厚木市中町 1-4-1 厚木市保健福祉センター 4 階 Tel : 225-2939 Fax : 225-3021

（厚木市社会福祉協議会内）

◆成年後見制度に係る相談に応じます。

◆高齢者、障がい者の養護者、福祉施設等従事者及び使用者による高齢者、障がい者への虐待に関する通報等を受け付けます。

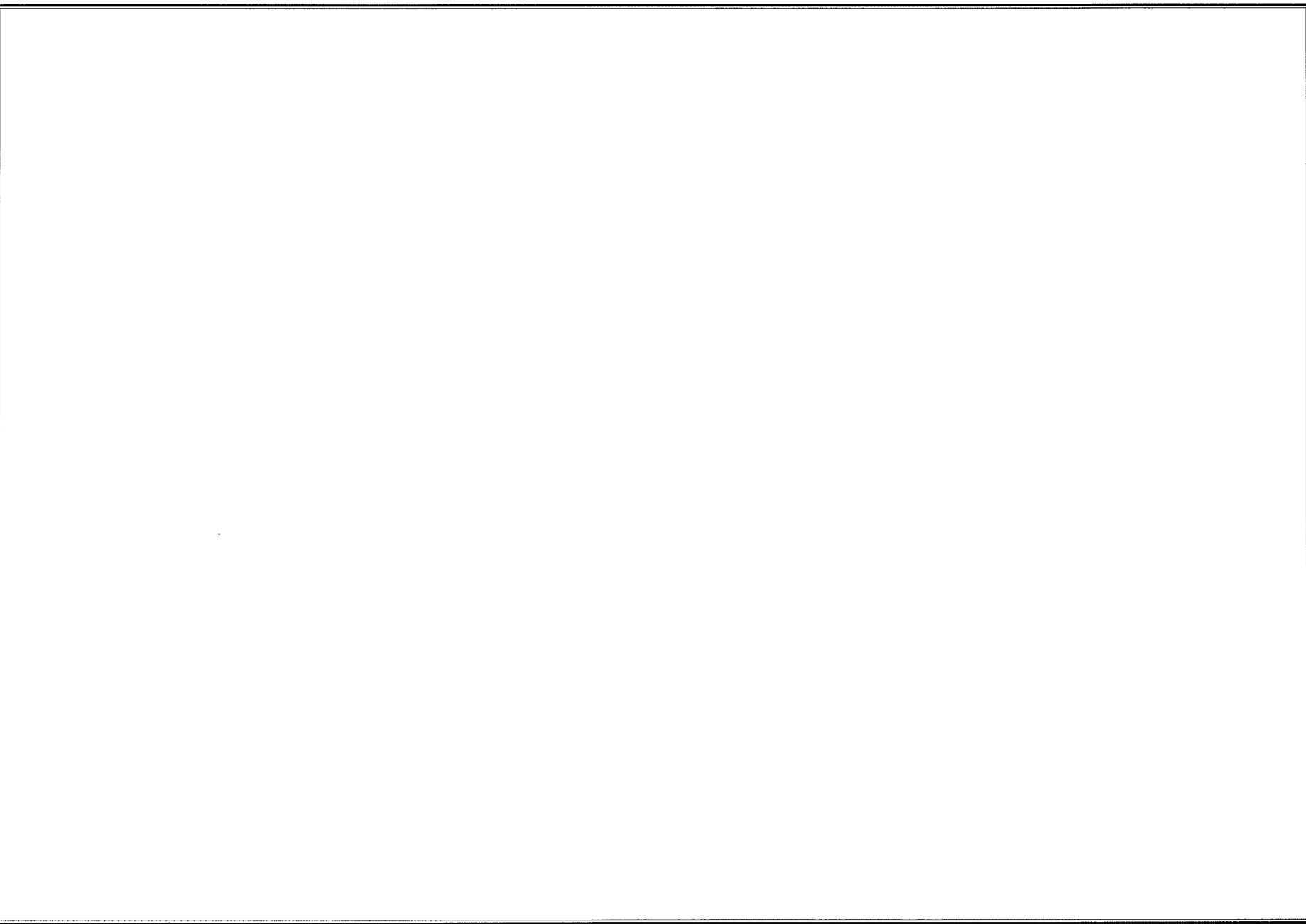
10. 民生委員・児童委員

福祉総務課 Tel : 225-2200 Fax : 221-2205

厚生労働大臣から委嘱を受け、担当区域内の児童、障がい者、高齢者等の諸問題についての相談や支援を行っています。

各区域担当の民生委員・児童委員の氏名、連絡先等については、上記までお問い合わせください。

MEMO



11. 福祉総合相談（福祉相談員）

福祉相談員が福祉制度に関することや経済的な生活に関すること等、福祉全般にわたる相談に応じます。

（相談室 厚木市保健福祉センター 5階 厚木市社会福祉協議会）

相談時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

電話相談可 Tel: 225-2947 Fax: 225-3036

12. 生活困窮者自立相談

福祉総務課 Tel: 225-2895 Fax: 221-2205

失業、傷病、長期ひきこもりなど、様々な理由で生活困窮に陥っている方々に、就労による自立に向けた相談を行っています。

相談窓口では、一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら、就労相談はもとより、他の専門機関との連携や、各種制度の活用により支援を行います。

13. 高齢者・介護相談

福祉相談員が高齢者などの介護全般にわたる相談に応じます。（相談室 市役所本庁舎2階 介護福祉課内）

相談時間 午前9時～午後5時（水・土・日・祝日を除く）

電話相談可 Tel: 225-2220 Fax: 221-1640

14. 厚木公共職業安定所（ハローワーク厚木）

厚木市寿町3-7-10 Tel: 296-8609 Fax: 223-2016

担当の職業指導官及び障害者職業相談員が就職の相談から就職後のアフターケアなど職業紹介・相談を行っています。

15. 神奈川県ライトセンター

横浜市旭区二俣川1-80-2 Tel: 045-364-0023

視覚障がい者やその家族を対象に、日常生活に必要な各種相談・指導に応じます。

開館時間 午前9時～午後5時30分（月・祝日を除く）

利用方法 電話で予約してください。

16. 神奈川県聴覚障害者福祉センター

藤沢市藤沢933-2 Fax: 0466-27-1225 Tel: 0466-27-1911

聴覚障がい児・者やその家族を対象に、日常生活に必要な各種相談・指導に応じます。（療育、補聴器、手話など）

開館時間 火～土曜 午前9時～午後9時

日曜 午前9時～午後5時（月・祝日を除く）

利用方法 電話・Faxで予約してください。

◆発行にあたり◆

『障がいのある人を理解するためのガイドブック』の発行にあたり

厚木中ロータリークラブ

2010～2011年度 会長 建部 覚

2010～2011年度 幹事 黒木良治

このガイドブックは、それぞれの障がいの特性を紹介し、どのような支援が望まれているのか、どのように接したらよいのかなどを解説しています。

「障がいをいかに正しく理解し、接することができるか」をテーマに、ガイドブック編集委員会において編集いたしました。

編集にあたっては、障がいを正しく理解していただくことはもちろん、イラスト等により、見やすく、分かりやすくを心がけました。

最後に発行にあたり惜しみなくご尽力いただきましたガイドブック編集委員会の皆様に厚くお礼申し上げます。

厚木中ロータリークラブ奉仕プロジェクト委員会

2010-2011年度 会長

幹事

建部 覚

黒木 良治

委員長 和田 吉二

職業奉仕担当リーダー 渡邊 義治

社会奉仕担当リーダー 長谷川 雅邦

国際奉仕担当リーダー 西村 弘司

新世代インタークト担当リーダー 小澤 俊通

【活動内容】

ボリオ撲滅運動を始め、水・保健と飢餓救済、識字率向上、災害地救済等の奉仕活動を全世界規模で社会貢献しています。また、地域との絆も尊重し健常者がさまざまな障がいのある人や難病を理解し接するための啓発活動も重点課題として活動しています。

【事業等】

ガイドブック発行、及び啓発活動（講演会・コンサート・各後援）

支援活動（厚木少年野球・ガールスカウト・厚木商業高校インターナショナル）

国際ロータリープログラム、職業奉仕プログラム

【会報】

ロータリーの友、ガバナー月信、厚木中RC週報

事務局：神奈川県厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所内

TEL 046-221-2151 FAX 046-221-2152

Mail info@atsugi-naka-rc.com HP http://www.atsugi-naka-rc.com/

はじめに

厚木市では、障がいのある方の自立した生活や社会参加を促進するために、地域社会で支え合う環境づくりを推進しています。

このガイドブックは、障がいのある方が社会生活のさまざまな場面において、不安や不快な思いをされず、地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、障がい者団体やボランティア団体等のご協力のもとに作成いたしました。

市民の皆さんに、障がい及び障がいのある方に対する理解を深めていただくため、障がいの特性と障がいのある方が必要としている支援の内容など、接遇対応の例について紹介したものです。

この冊子をより多くの人がご覧になり、障がいの内容や特性に対する理解が広まるとともに、社会全体に障がいのある方を支える意識が高まり、少しでも障がいのある方の暮らしがよいものとなれば幸いです。

ガイドブック編集委員会

- ・厚木市身体障害者福祉協会
- ・厚木市肢体不自由児者父母の会
- ・厚木市手をつなぐ育成会
- ・厚木市自閉症児・者親の会
- ・厚木市視覚障害者協会
- ・厚木市聴覚障がい者協会
- ・精神保健福祉促進会「フレッシュ厚木」
- ・厚木市点訳赤十字奉仕団
- ・厚木市録音赤十字奉仕団
- ・厚木市誘導赤十字奉仕団
- ・厚木市手話サークルあゆの会
- ・社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会
- ・厚木中ロータリークラブ奉仕プロジェクト委員会

(順不同・全13団体)

